

木更津市環境行政年表

年・月	概 要
S38. 4	し尿処理施設「新川園衛生処理場」が処理能力36k0 /日で稼動する。
S43. 10	保健衛生課内に公害係を設置する。(係長を含む3名を配置)
11	新日本製鐵(株)君津製鐵所の1号高炉火入れ。
S44. 4	大気汚染測定装置及び微風向風速計を市役所に設置する。
8	日鐵金属(株)と公害防止協定を締結する。(3者協定) 黒崎窯業(株)と公害防止協定を締結する。(3者協定)
10	民間航空機の騒音調査を実施する。(以後毎年調査を実施) 同上の調査に基づき、国に対して航路変更の陳情を行う。(延べ8回)
S45. 6	トーヨーカネツ(株)と公害防止協定を締結する。(3者協定) 木更津港周辺において、山砂運搬に伴う諸問題が発生する。 自動車排出ガス調査を実施する。(市内中央交差点) 全国初の“光化学スモッグ”と思われる現象が、本市を中心として広範囲に発生する。(人体被害約6,000名)
7	新たに「公害課」が誕生する。 大気汚染測定のため、中郷小学校に井尻局を開設する。
12	「木更津市公害対策審議会」を設置する。 (仮称)被公害市町村特別交付金制度の創設について、自治大臣に陳情する。 川本建設(株)と公害防止協定を締結する。(2者協定)
S46. 6	「光化学スモッグ暫定対策実施要綱」を作成する。
7	大気汚染測定のため、畑沢局を開設する。
8	公害関係資料として、「木更津市の公害と対策」を初出版する。 大気汚染測定のため、清見台小学校に清見台局を開設する。
10	ごみ処理施設「木更津市じん芥処理場」(笹子)に処理能力40t/8hの焼却炉が稼動する。 第1回矢那川清掃を実施する。
12	環境庁の発表により、昭和45年大気汚染のワーストランキングで、本市は全国で第17位と記録される。
S47. 1	上述のとおり、ワースト17位を返上すべく、「公害対策に関する要望書」を環境庁に提出する。
2	大気汚染測定のため、金田小学校に中島局を開設する。
3	「木更津市公害防止条例」を制定する。
4	市庁舎玄関前に、大気汚染濃度告知板を設置する。
6	木更津港埠頭の建設促進について、千葉県知事に陳情する。
7	大気汚染に関する1都3県の共同調査が行われる。
8	潮見測定局と千葉県監視局とが、テレメータにより接続される。 畔戸地区において発生した水稻被害について、「公害調査請求書」を千葉県知事に提出する。(48年12月に調査結果について回答があった。)
9	大気汚染測定のため、畔戸局を開設する。 新日本製鐵(株)君津製鐵所と公害防止協定を締結する。(3者協定)
10	木更津海岸16km清掃大作戦(第1回海岸清掃)を実施する。
12	第一高周波工業(株)と公害防止協定を締結する。
S48. 1	市庁舎内に「水質検査室」が完成する。
3	道路交通騒音実態調査を実施する。(中央交差点ほか7ヶ所) 木更津港埠頭の早期建設並びに山砂搬出作業による被害防止対策について、千葉県知事宛再度要望書を提出する。
4	大気汚染測定のため、岩根小学校に岩根局を開設する。

年・月	概 要
S48. 5	大気汚染測定のため、西清小学校に長須賀局及び岩根中学校に高柳局を開設する。
7	千葉臨海地域（13市5町）に対し、第5次公害防止計画策定の指示がある。
8	水銀及びPCB汚染問題について、魚介類の分析結果を千葉県が発表する。大気汚染測定のため、第一小学校に中央局を開設する。（合計10局となる）
10	第1回河川清掃を実施する。
12	「新川園衛生処理場」の増設工事を実施し、処理能力136kℓ／日となる。江川分譲地内に、地盤沈下観測井を設置する。
S49. 1	新日本製鐵(株)君津製鐵所と公害防止協定を再度締結する。（4者協定）環境基準に基づき、航空機騒音調査を実施する。
3	「木更津市じん芥処理場」に処理能力90t／日の焼却炉が増設される。
4	「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定する。
7	千葉県公害防止条例により、地下水採取規制地域として指定される。光化学スモッグのパイロットバルーン調査を実施する。酸性雨による急性健康障害暫定対策事業を実施する。
8	第一次「住民健康調査」について、結果報告書を出版する。（以後3年間継続して調査を行うとともに、結果を公表）
9	騒音規制法による指定地域となる。（都市計画法の用途地域）住民健康調査結果に基づき、環境庁長官、千葉県知事、近隣市町長及び新日本製鐵(株)君津製鐵所長宛に、それぞれ要望書を提出する。水質汚濁防止法施行規則の改正により、本市の水質検査室を特定施設として届け出る。
10	約1ヶ月間にわたって「環境騒音調査」を実施する。
12	木更津南部地区公有水面埋立工事に伴う飛砂防止対策について、千葉県企業庁及び君津建設事務所長宛に要望書を提出する。
S50. 8	「東京湾岸自治体公害対策会議」が発足する。（東京湾に面する地方自治体1都2県6区13市5町で構成）
12	新日本製鐵(株)君津製鐵所と公害防止の細目協定を締結する。（4者協定）
S51. 3	大気汚染常時監視テレメータシステムの建屋が完成する。
4	千葉県との同時通報システム（ファクシミリ）を設置する。
8	千葉県知事から、硫黄酸化物に係る総量規制基準及び燃料使用基準について告示される。
12	振動規制法が施行される。
S52. 3	日鐵金属工業(株)、黒崎窯業(株)、トーヨーカネツ(株)と、それぞれ公害防止協定を再度締結する。（2者協定）大気汚染常時監視テレメータシステムが完成、これにより市内10測定局と接続され、監視体制の強化が図られた。（千葉県下で6番目）
4	光化学スモッグ注意報等の発令基準が改正される。
7	光化学スモッグによる被害（38名）が発生し、オキシダント濃度は最高を記録する。（0.20ppm）
9	地盤沈下観測のため、精密水準点を6ヶ所増設する。
S53. 1	振動規制法による指定地域となる。（工業専用地域を除く用途地域）
3	新東京国際空港（成田空港）の開港に備え、航空機騒音調査を実施する。
4	大気汚染常時監視テレメータシステムで発生源施設及び近隣市町のデータ受信を開始する。
5	新東京国際空港(成田空港)が開港される。
6	水質総量規制について、水質汚濁防止法の一部改正が公布される。（1年以内に施行）
7	二酸化窒素に係る環境基準が改正される。（ゾーン内値の設定）

年・月	概 要
S53. 8	航空機騒音に係る環境基準の地域類型が指定される。
9	木更津市公害防止条例の一部改正が行われる。(特定建設作業の規制区域の拡大)
S54. 3	工場後背地騒音調査を実施する。(37測定地点)
6	水質総量規制が施行される。 千葉県水質分析手法研究会に入会する。
7	光化学スモッグによる被害(37名)が発生する。
10	環境騒音調査を実施する。(91測定地点)
S55. 3	千葉臨海地域公害防止計画が策定される。 公共用水域の富栄養化対策として、「無リン洗剤の使用推進」を開始する。 新日本製鐵(株)君津製鐵所との細目協定が改定される。
4	市庁舎内で使用している洗剤を無リン洗剤に変えると共に、公共施設、各種団体122機関に無リン洗剤の使用について依頼する。 木更津市資源ごみ回収推進助成金交付制度が発足する。
5	広報「きさらづ」で無リン洗剤の使用を呼びかける。
6	「無リン洗剤」の流通調査を実施する。
8	「木更津市無リン洗剤使用推進協議会」を設置する。
10	三島光産(株)と公害防止協定を締結する。(2者協定)
S56. 1	全家庭に無リン洗剤使用推進ポスターを配布する。
4	東京湾岸自治体公害対策会議の幹事市になる。(2年間)
6	千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱が施行。 防災広報無線を光化学スモッグの広報に使用開始する。 第1回ゴミゼロ運動実施。(以降毎年実施。)
S57. 10	環境騒音調査を実施する。
S58. 4	潮見局・清見台局で浮遊粒子状物質の測定を開始する。
S59. 1	君津郡市山砂利公害対策会議発足。
2	新日本製鐵(株)君津製鐵所との細目協定が改定される。
5	出光興産(株)千葉製油所(市原市)で油漏洩事故が起こり、市内中心部で降油の被害が多数発生する。
9	木更津市異臭問題連絡体制を定め、広域的な異臭の原因究明にあたる。
S60. 4	木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付制度が発足する。
6	潮見測定局内に科学技術庁国立防災技術研究センターが強震計を設置する。
9	「新川園衛生処理場」の1次処理方式を嫌気性から好気性に改造するとともに処理能力を136kℓ/日から80kℓ/日に変更する。
11	環境影響評価実施要綱が閣議決定される。
S61. 6	東京湾横断道路連絡道環境影響評価準備書が送付される。
7	国道16号長浦・木更津バイパスに係る騒音について騒音規制法に基づき千葉県公安委員会にその改善を要請する。
10	東京湾横断道路連絡道環境影響評価準備書が送付される。
11	東京湾横断道路環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出。
12	東京湾横断道路環境影響評価準備書に対する千葉県知事の意見書が日本道路公団に提出される。
S62. 1	東京湾横断道路連絡道環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
2	東京湾横断道路連絡道環境影響評価準備書に対する千葉県知事の意見書が提出される。
5	東京湾横断道路環境影響評価書が送付される。
8	東京湾横断道路連絡道環境影響評価書が送付される。
S63. 3	大気汚染測定のため、請西局を開設する。(長須賀局を移設。)

年・月	概 要
S63. 4	東京湾横断道路の着工に伴い木更津人工島周辺海域の水質調査を開始する。 「木更津市じん芥処理場」を廃止し、ごみ処理能力210 t / 日と粗大ごみ処理能力25t / 5hからなる「木更津市クリーンセンター」が潮浜地区に新設・稼動し、同時に余熱を利用した温水プール、風呂などからなる潮浜スポーツセンターが開設される。
6	環境月間の行事としてパネル・測定機器展示等の環境展を初めて開催する。
9	有機塩素系溶剤による地下水汚染の実体調査を開始する。
11	騒音規制法の一部改正により特定建設作業の規制基準等が変更される。
H 1. 3	「木更津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」を制定する。 水質汚濁防止法の一部改正によりトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが有害物質に指定される。 羽田空港に離着陸する航空機の騒音に対する常時監視システムを導入する。
4	東京湾岸自治体公害対策会議の幹事市になる。
6	環境月間の行事としてパネル展示・映画・施設見学等の環境展を開催する。
12	大気汚染防止法の一部改正によりアスベストが特定粉じん指定される。
H 2. 2	上総新研究開発土地地区画整理事業環境影響評価準備書が送付される。
3	新日本製鐵(株)君津製鐵所との細目協定が改定される。
4	大気汚染常時監視テレメータシステムを更新、年報処理・グラフィック機能等が強化される。 千葉地域公害防止計画が策定される。 「木更津市ごみ減量化推進協議会」が発足する。
6	上総新研究開発土地地区画整理事業環境影響評価準備書に対する環境部局意見を都市部長に提出する。 上総新研究開発土地地区画整理事業環境影響評価準備書に対する千葉県知事の意見書が提出される。
8	上総新研究開発土地地区画整理事業環境影響評価書が送付される。 東関東自動車道千葉富津線環境影響評価準備書が送付される。 水質汚濁防止法の一部改正により生活排水対策が盛り込まれる。 環境月間の行事としてパネル展示・テレメータシステム、大気汚染測定局公開等の環境展を開催する。 木更津飛行場に離着陸する航空機の飛行コース、航空機騒音調査を実施する。 粉じん苦情に伴い畔戸地区でハイボリウムエアサンプラー法による粉じん調査を実施する。
9	水質汚濁防止法の一部改正により201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽が指定地域特定施設に指定される。
10	「木更津市不法投棄監視員制度」が発足する。
11	大気汚染防止法の一部改正によりガスエンジン、ガソリンエンジンがばい煙発生施設に指定される。
12	東関東自動車道千葉富津線環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。 東関東自動車道千葉富津線環境影響評価準備書に対する千葉県知事の意見書が建設省関東地方建設局に提出される。
H 3. 2	水道水源保護に関する基本的な問題について調査・研究するため木更津市水道水源保護問題協議会を設立する。
7	東関東自動車道千葉富津線環境影響評価書が送付される。
8	公害対策基本法第9条の規定による土壌の汚染に係る環境基準がカドミウム、鉛等10物質について設定された。
H 4. 1	悪臭防止法の規定による規制地域として、本市の用途地域が指定される。
4	「ごみカレンダー」を始めて作成し、全世帯に配する。

年・月	概 要
H 4. 6	自動車から排出される窒素酸化物における総量の削減等に関する特別措置法が公布される。
9	「小櫃川河口干潟保全基金条例」を制定する。
10	ごみの収集区分を可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種分別から、資源ごみ及び有害ごみ（使用済乾電池）を加えた5種分別に変更する。 「ごみ減量推進地区指導員制度」が発足する。
H 5. 3	千葉地域公害防止計画が策定される。 公害対策基本法第9条の規定による人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準項目に、ジクロロメタン、四塩化炭素等13物質が追加され23項目となる。 自動車排ガス対策及び啓発のため、電気自動車を導入する。
9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の抜本的な改正を受けて、「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部を改正し、新たに「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を制定する。
10	条例改正に伴い、「木更津市ごみ減量化推進協議会」を発展的に解消し、新たに「木更津市廃棄物減量等推進審議会」が発足する。 ごみの減量化、資源化等を啓発するため、「ごみフェア」を始めて開催するとともに、「クリンちゃん童謡大賞」と題してごみにまつわる童話を募集し、大賞作品2点を市内の全小中学校に配布する。
11	環境基本法が公布され、これに伴い公害対策基本法は廃止される。
H 6. 3	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法が公布される。
4	悪臭防止法の改正により、悪臭物質にアルデヒド等10物質が追加され22物質となる。
6	立地規制型条例制定を内容とした提言を市長に提出し、水道水源保護問題協議会が解散する。 かずさアカデミアパークに立地する、かずさDNA研究所と千葉県及び市で「かずさ環境協定」を締結する。
8	首都圏中央連絡自動車道（木更津市～茂原市間）環境影響評価準備書が送付される。
10	首都圏中央連絡自動車道（木更津市～茂原市間）環境影響評価準備書に対する環境部意見を都市部長に提出する。
11	「住みよい畑沢を守る会」から養豚場の悪臭に関し請願書及び陳情書が提出される。
12	「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」を制定する。
H 7. 2	首都圏中央連絡自動車道（木更津市～茂原市間）の環境影響評価書が送付される。
3	水質汚濁防止法第14条の7の規定に基づき、本市及び近隣2市の小櫃川流域が生活排水対策重点地域に指定される。
4	木更津市小櫃川流域に係る水道水源保全審議会を設立する。 陸上自衛隊木更津飛行場周辺地域約500ヘクタールが、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する第一種区域に指定される。 悪臭防止法の改正により、嗅覚測定（官能試験）法が導入される。
5	畑沢地区立地の養豚場に対して、ノルマル酪酸が規制基準を超過したため、悪臭防止法の規定に基づく改善勧告を行う。
6	大気汚染測定のため、馬来田小学校に真里谷局を開設する。（岩根局を移設）

年・月	概 要
H 8. 3	「木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を制定する。 悪臭防止法の改正により、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの排水中における規制基準が設定される。 水質汚濁防止法に基づき、小櫃川流域生活排水対策推進計画を策定する。 「新川園衛生処理場」に脱りん設備を設置する。
9	(財) かずさDNA研究所の貸し実験室に(株)ヘリックス研究所が進出するに当たって、(財) かずさDNA研究所、(株)ヘリックス研究所と千葉県及び市が「覚書」を締結する。
H 9. 3	東京国際空港（羽田空港）に新C滑走路が完成する
5	金田（西・東）特定土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書が送付される。
8	金田（西・東）特定土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する環境部局意見を都市部長に提出する。
11	東京田辺製薬(株)（現：三菱東京製薬(株)）とのかずさ環境協定書を締結する。
12	「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定する。 東京湾アクアライン及び同連絡道が開通する。
H10. 1	金田（西・東）特定土地区画整理事業に係る環境影響評価書が送付される。
2	千葉地域公害防止計画が策定される。
9	千葉県小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱が施行される。
12	かずさインキュベーションセンターとかずさ環境協定書を締結する。 千葉県、君津市と共同で東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機騒音調査を開始する。
H11. 2	君津共同発電所5号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
4	騒音に係る新環境基準が施行される。 廃棄物焼却施設（君津地域広域廃棄物処理施設）建設に係る環境影響評価準備書が送付される。
6	環境影響評価法が施行される。 千葉県環境影響評価条例が施行される。
8	廃棄物焼却施設（君津地域広域廃棄物処理施設）建設に係る環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
10	「ごみフェア」を「リサイクルフェア」と改称し、フリーマーケット、再利用品の抽選等の事業を継続する。
H12. 3	東京国際空港（羽田空港）に新B滑走路が完成し、沖合い展開完了。 君津郡市山砂利公害対策会議を解散する。
4	「生ごみ高速発酵処理機」を祇園小学校に設置し、祇園小学校、清見台小学校、請西小学校3校から発生する給食の生ごみ堆肥化促進事業を開始する。 5種分別収集から、乾電池の有害性がなくなったため有害ごみの収集を廃止し、4種分別収集となる。
10	指定ごみ袋制度の導入を実施する。 廃棄物不法投棄等の情報提供事業に関する覚書を木更津郵便局及び木更津市農業協同組合と締結する。
12	環境保全条例を制定する。

年・月	概 要
H13. 4	環境保全条例施行する。(公害防止条例廃止。) 環境審議会を設置する。(公害対策審議会及び小櫃川流域に係る水道水源保全審議会を廃止。) 家電リサイクル法が施行され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電4品目のリサイクルが義務付けられる。粗大ごみのステーション収集を廃止し、戸別収集(有料)を開始する。木更津市雑草等処理対策本部設置要綱の新規制定により、環境衛生課の所管となる。
H14. 4	君津地域広域廃棄物処理施設第1期事業である処理能力200t/日溶融炉が稼働し、君津地域4市のごみ処理を開始する。
H15. 2	千葉地域公害防止計画が策定される。(平成18年度末まで)
3	航空機常時騒音監視システムを更新し、潮見から畑沢中に移設する。木更津市環境基本計画を策定する。
4	中島、高柳、井尻及び中央の大気汚染測定局を廃止する。
10	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例により、粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内の運行が禁止される。
12	木更津市環境行動計画が策定される。
H16. 4	指定ごみ袋の有料化と容器包装プラスチックの分別収集を実施する。
5	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書が送付される。
6	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
H17. 1	公害の防止に関する細目協定書を改定する。
8	飛散性アスベストを原因とする健康被害が全国的に大きな社会問題となったことからアスベストに関する相談窓口を設けたことをホームページに掲載する。市内5ヶ所で大気中のアスベスト濃度を測定。
9	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書及び東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書が送付される。不法投棄対策として監視カメラの設置を始める。
11	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書及び東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
H18. 7	木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則を一部改正。(機械式生ごみ処理機を助成対象に加える。)
9	潮見測定局を廃止し、中央局へ移設する。
H20. 4	し尿及び浄化槽汚泥類の処理手数料、10kgまでごとに4.3円に改定。
H21. 1	君津共同火力発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書が送付される。
3	君津共同火力発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
H22. 2	「公害の防止に関する協定」を廃止し「環境の保全に関する協定」を締結する。
4	組織再編により環境衛生課と環境保全課を統合し生活環境課となったことに伴い、環境部が廃棄物対策課との2課体制となる。
4	「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を改正する。
10	「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行する。
10	東京国際空港再拡張事業が終了しD滑走路が供用開始となる。

年・月	概 要
H23. 3	東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が広範囲に飛散する。
H24. 4	生活環境課に放射線対策班を設置する。
4	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、千葉県より騒音規制法及び振動規制法の事務移譲が行われる。 それに伴い、騒音・振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定、及び自動車騒音の常時監視などが木更津市で行われるようになった。
H25. 3	PM2.5に関して、濃度が高くなるおそれがある場合、注意喚起を行う体制を整備。木更津市では防災行政広報無線や市のホームページ、安心安全メールで注意喚起の情報を周知。
4	航空機騒音の評価指標をWECPNLからLdenへ変更。それに伴い、環境基準値も新たなものへ変更。
4	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例を一部改正。（ごみステーションからの資源ごみの抜き取り禁止する事項及び罰則規定を加える。）
H26. 1	千葉県が木更津中央局に微小粒子状物質（PM2.5）測定装置を設置する。
7	畑沢中学校の耐震工事に伴い、航空機騒音の測定局を畑沢公民館に移設する。
10	陸上自衛隊木更津駐屯地における米海兵隊オスプレイ等の定期機体整備計画に伴い、千葉県とともに、防衛大臣及び北関東防衛局長宛てに要望書を提出。
12	「木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を一部改正し、条例名を「木更津市まちをきれいにする条例」へと改める。
H27. 4	組織再編により、生活環境課の名称を環境管理課に、廃棄物対策課の名称をまち美化推進課へと変更する。併せて環境管理課内の放射線対策班と保全担当を統合し、計画・保全担当とする。
6	（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書が送付される。
7	（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
H28. 1	（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書が送付される。
3	第2次木更津市環境基本計画を策定する。
4	組織再編により、火葬場建設準備室を設置する。
4	（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
12	第2次木更津市環境行動計画を策定する。
H30. 2	第3次木更津市地球温暖化実行計画を策定する。
11	（称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業に関する覚書を締結する。
H31. 4	世界首長誓約／日本に署名する。
R 1. 3	東京国際空港（羽田空港）が新飛行経路の運用を開始する。
R 2. 3	木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する。
3	脱炭素社会構築に向けた推進事業に関する民間提案制度を創設する。
3	環境の保全に関する細目協定の改定する。
6	（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書が送付される。
9	（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
R 3. 2	きさらづゼロカーボンシティを宣言する。

年・月	概 要
R 4. 2	(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書が送付される。
6	(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する市長意見を千葉県知事に提出する。
R 5. 3	区域施策編、事務事業編の2編を包含した木更津市地球温暖化対策実行計画を改定する。
4	清見台の大気汚染測定局を廃止する。